

1. 皆さん、こんばんは。岩本です。今年も、安倍政権の暴走は止まるところを知らず、多くの国民が取り残され捨て置かれた一年でした。イージスアショアなる不格好なガラクタに1基1000億円を払おうというのに、国民の健康で文化的な最低限度の生活を守るはずの生活保護費を3年かけて160億円削減しようとする。ここに、国民の生命よりも、国家の存立を優先する安倍政権の姿勢が端なくも現れています。まさに、「民滅びて、国家あり」です。
2. この安倍政権の暴走を止めるためには、一人でも多くの人びとと連帯する必要があります。ただ、気をつけなければならないのは、「敵の敵は味方」とは限らないということです。石破茂や小泉進次郎がどれほど安倍首相を手厳しく批判したところで、私たちの味方ではありません。これは明らかです。しかし、「味方」かどうかの判断はそう単純ではありません。
3. 2年前、多くの人が、集団的自衛権の行使を容認する安保関連法の制定に反対の声を上げました。この2年前と今の議論状況は大きく変わりました。そのきっかけとなったのは、「憲法9条1項と2項を残しつつ、自衛隊を明記するという考えは、国民的な議論に値する」という、今年5月3日の安倍首相の発言です。
4. 2年前安保関連法を厳しく批判した法律家や政治家が、現在、安倍首相が作った議論の土俵に易々と上ろうとしています。議論の中心は、安保関連法が認めた、限定的な集団的自衛権を前提にしつつ、それがフルスペックの集団的自衛権にまで拡大しないための歯止めを憲法にどう書き込むか、というものです。そして、自衛隊の任務を明確に憲法で定めることは、立憲主義の趣旨にもかなうと言います。
5. しかし、私はこの議論に乗ることはできません。この議論が、日本国憲法の歴史的な原点を見失った議論だからです。「自衛隊の憲法明記」論に共通しているのは、国民の生命や身体が危機にさらされているときに、武力によって自衛することは、独立国家として当たり前であるという前提です。しかし、日本国憲法は、この「当たり前」を否定するところ、つまり、武力による自衛という選択肢を閉ざしたところから出発したのです。この原点は、アジア・太平洋戦争における数千万の人びとの命の犠牲の上に、日本国民が選び取ったものです。憲法は、この原点をこう記しています。「日本国民は、……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」
6. この年の最後に4つのことを確認したいと思います。第1に、日本は国家として、侵略だけでなく、自衛のための武力の行使も放棄していること。第2に、憲法が禁止する「戦力」とは、警察力を超える実力であり、世界第6位の実力組織である自衛隊は「戦力」に当たること。第3に、国家の自衛権という観念を憲法の外から持ち込むことは、立憲主義と反すること。最後に、この地球に生きるすべての人に「平和のうちに生存する権利」があること。安倍首相が企てる自衛隊の憲法明記は、このような日本国憲法の平和主義のあり方を否定する

ものです。

7. 私は、憲法の平和主義の理想に一步でも近づくために多くの人と連帯したい。しかし、自衛のために武力を使うという「当たり前」を乗り越えようとした憲法9条の原点を譲ることはできません。この原点を一人でも守り抜く覚悟があります。そして、私と同じ、いや、私以上にこのような覚悟をもつ人が多くいると信じています。その力を信じて、来年も頑張ります。ともに頑張りましょう。本日はどうもありがとうございました。